

全住協 第261号  
令和2年12月11日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会  
事務局長 米 山 篤 史

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）  
（生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等）

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）（令和2年12月10日 事務連絡）  
(2) （別添1）生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について（令和2年12月8日 事務連絡）  
(3) （別添2）住居を失うおそれが生じている方への支援について（その7）（令和2年12月10日 事務連絡）

※(2)～(3)は全住協HPに掲載

[http://www.zenjukyo.jp/new\\_info/gyosei/data/201208COVID-19.pdf](http://www.zenjukyo.jp/new_info/gyosei/data/201208COVID-19.pdf)

2. 参 考 H P 住居確保給付金(厚生労働省 生活支援特設HP)  
<https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>

3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当 米山  
TEL 03-3511-0611

以 上

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 10 日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省不動産・建設経済局不動産業課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般、住居確保給付金の支給期間の延長及び求職活動に係る要件、資産要件等の変更の予定について、別添 1 のとおり、厚生労働省から「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について」（令和 2 年 12 月 8 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、この旨周知・活用いただくとともに、引き続き、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響などにより、生活に困窮されている方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添 2 のとおり、周知していることを申し添えます。